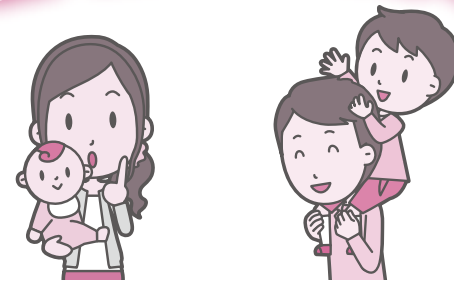


児童扶養手当・特別児童扶養手当とは？



児童扶養手当とは

ひとり親家庭(両親の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもを養育している家庭)の生活の安定と自立の促進に貢献し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

手当を受けられる人

次のいずれかに該当する子ども(※)を、監護している父または母、もしくは父母に代わってその子どもを養育している人に支給されます。ただし、所得制限があります。

※この場合の子どもとは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある人を指します。なお、特別児童扶養手当を受けている場合は、20歳未満の子どもを指します。

- ① 父母が婚姻(事実婚を含む)を解消した子ども
- ② 父(母)が死亡した子ども
- ③ 父(母)が施行令に定める程度の障がいの状態(年金の障害等級1級程度)にある子ども
- ④ 父(母)の生死が明らかでない子ども(遭難など)
- ⑤ 父(母)から一年以上遺棄されている子ども
- ⑥ 父(母)が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども
- ⑦ 父(母)が法令により引き続き一年以上拘禁されている子ども
- ⑧ 母が婚姻によらないで懐胎した子ども

申請に必要なもの

- 印鑑
- 戸籍謄本
- 世帯全員の住民票

などが必要です。詳しくは、事前に子ども教育課へお問い合わせください。

特別児童扶養手当とは

精神や身体に障がいのある20歳未満の子どもについて支給される手当です。

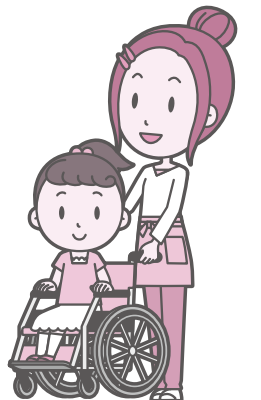
手当を受けられる人

法令で定める程度以上の障がいがある20歳未満の子どもを監護している父または母、もしくは父母に代わってその子どもを養育している人に対して支給される手当です。ただし、所得制限があります。

申請に必要なもの

- 印鑑
 - 戸籍謄本
 - 世帯全員の住民票
 - 診断書(所定の様式があります) ※省略できる場合があります。
 - 請求者名義の通帳
- などが必要です。詳しくは、子ども教育課へお問い合わせください。

☎ 子ども教育課 ☎ 932-1459(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線273)



☎ 問い合わせ先



今月のポイント 簡単な仕事で儲かる話は 信用しない！

相談事例

荷受代行サービスに気を付けて！

スマートフォンでソーシャルネットワークサービスを使い、アルバイト検索をした。求人欄というのがあり開いたら、個人名で自分宛てにメールが来た。その内容は『あなたの家に届く荷物を、こちらが指定する個人宅へ転送してくれたら、1回につき5千円をあなたの預金口座に振り込みます。』という内容だった。簡単な仕事なのに高収入だと思いき、さっそくメールで申し込んだ。

お仕事登録のために、運転免許証の写真をスマホで撮って送信するよう指示された。

その後2か月の間に計5回荷物が送ってきたので、指定された関東

地方の個人宅に宅配便で転送した。荷物は通信機器と書き、中身は開封しないまま転送するようにと指示された。5千円の報酬は、約束どおり自分の預金通帳に振り込まれた。

半年ほどたつて、格安スマートフォン通信会社2社から、未払い料金の請求が来た。驚いて『自分は契約した覚えがない』と電話したら、解約には応じてくれたが、その間利用された通信料金を払うように言われた。契約したというスマートフォンも手元になく、なぜ今ごろ請求するのかと聞いたところ、途中でクレジットカードで支払われていたが、クレジットカードが解約されたので、直接請求していると言われた。『自分はクレジットカードを1枚も持っていない』と主張したら、他人名義のクレジットカードで支払われていたことが分かった。通信機器を5回も転送しているのに、残り3社から請求が来た、もうどこか数千万円の支払いを請求されるだろう。テレビなどのマスコミで、同じような詐欺手口が紹介されていた。自分も詐欺に遭ったのではないかと

アドバイス

荷受代行詐欺の手口は、運転免許証や健康保険証などの登録時の

データを使って、詐欺業者が本人になりすましインターネットでスマートフォンを複数契約し、途中までは詐欺した他人名義のクレジットカードを使って契約をします。名義が使われたクレジットカード名義人が不審な引き落としに気づきクレジットカードを解約したため、直接契約者本人に請求が来たというものです。本人への請求が、遅れてやってくるため、相談者は被害に気づくのが遅れてしまいます。

相談者は、勝手に自分の名前が使われて契約させられたと主張しますが、通信会社から見ると詐欺集団に協力して、スマートフォン契約をし、他人に転売したとみなされます。警察に相談しても被害に遭ったのは通信会社であり、あなたは携帯電話不正利用防止法に違反している」と怒られ取り合ってもらえませんでした。

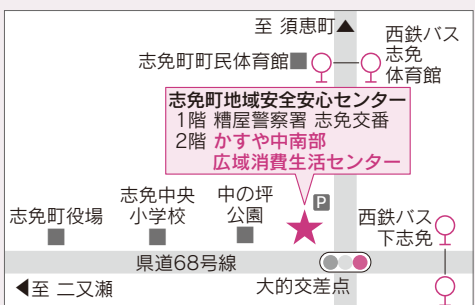
このように、簡単な仕事で儲かるなどという話は、信用しないようにしましょう。

ほかにも、パソコンへの簡単な書き込み作業などと言って、高額な初期費用を払わせ、ほとんど仕事も紹介せず、業者の住所も架空で実在しないという内職商法詐欺が横行していますので気をつけましょう。

消費生活相談のお知らせ

かすや中南部広域消費生活センター

志免町地域安全安心センター2階に、かすや中南部広域消費生活センターが共同運営する「かすや中南部広域消費生活センター」を開設しています。消費生活に関する苦情相談や、多重債務問題に関する相談などをお受けし、解決に向けた助言や情報提供を行います。お気軽にご利用ください。



▼開設日 月曜～金曜祝日、年末年始は休み
▼相談時間 10時～12時 13時～15時30分
▼場所 〒811-2244 志免町志免中央1の10(国道68号線大の交差点横) ※最寄りの公共交通機関 西鉄バスの「志免」志免体育館

▼問い合わせ先 ☎ 936-1594 須恵町消費生活出張相談窓口

▼開設日 第2・第4月曜祝日・年末年始は休み
▼相談時間 10時～12時
▼場所 須恵町役場2階 会議室(地域振興課前)

▼問い合わせ先 ☎ 932-1438

【お願い】
●電話での相談の際は、あらかじめお手元に書類などを準備の上ご連絡ください。
●来所相談の際は、事前に電話で必要書類の確認、相談日時調整をしていただくとスムーズにご相談いただけます。